

## (2) 医療機関のコスト等の適切な反映

### ② 医療機関等の機能に応じた評価

外来医療については、大病院における専門的な診療機能や紹介・逆紹介機能等を重視した評価を行うとともに、診療所及び中小病院等における初期診療、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の機能、訪問看護、在宅医療等のプライマリケア機能等を重視した見直しを進める。

### 現行制度の概要

#### ○ 初診料及び再診料の体系

初診料	病院の初診料	255点
	診療所の初診料	274点
再診料	200床未満の病院の再診料	58点
	200床以上の病院の外来診療料	72点
	診療所の再診料	73点

○ 平成4年度以降、医療機関の機能・特性として、病院は入院医療機能を、診療所は外来機能をそれぞれ評価し、診療所においてはかかりつけ医機能を評価して、より高い点数としている。

○ また、病院と診療所との機能分担の推進を図る観点から、

- ・ 他の医療機関からの紹介なしに200床以上の病院を受診した患者

- ・ 他の200床未満の病院又は診療所への紹介を行う旨の申出を受けたにもかかわらず、200床以上の病院を受診した患者

については、自己の選択に係るものとして、特別の料金を徴収することができることとされている。

### 現行制度の課題

○ 病院と診療所の初再診料の点数格差については、患者負担の観点からすると診療所の方が高くなることから、診療所をより高い点数とすることにより、必ずしも診療所の外来機能を推進する効果を期待できないのではないか、との指摘もある。

### 検討の視点

○ 病院・診療所の機能分化と連携

### (3) 患者の視点の重視

#### ① 情報提供の推進

医療機関の施設基準や機能等に関する情報、診療・看護計画等の情報の提供を進める。

#### ② 患者による選択の重視

患者ニーズの多様化や医療技術の高度化を踏まえ、特定療養費制度の見直しを行う等患者の選択によるサービスの拡充を図る。

#### 現行制度の概要

- 医療機関の施設基準や機能等に関する情報の提供については、保険医療機関及び保険医療費担当規則により、院内掲示が義務付けられている。
- また、入院の際に、医師、看護師等が共同して総合的な診療計画を策定し、患者に対し、文書により説明を行うこととされており、行われていない場合には、入院基本料が減算される仕組みとなっている。

#### 現行制度の課題

- 患者が受けた医療の内容が分かる領収書については、各医療機関において体制を整え、その発行に努めるよう促しているが、これを推進することが求められている。

- なお、保険診療と保険外診療との併用の在り方については、昨年末の厚生労働大臣と規制改革担当大臣との間の基本的合意において、「将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうか」の観点から現行制度を抜本的に見直し、特定療養費制度を廃止し、「保険導入検討医療（仮称）」（保険導入のための評価を行うもの）と「患者選択同意医療（仮称）」（保険導入を前提としないもの）とに新たな枠組みとして再構成することとされている。

#### 検討の視点

- 患者に対する情報提供
- 患者による選択の重視
- 診療報酬点数表の簡素化

#### (4) その他

##### ① 歯科診療報酬

上記のほか、口腔機能の維持・増進の観点から、歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価、う蝕や歯周疾患等の重症化予防、地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の評価を進める。

#### 現行制度の概要

- 「かかりつけ歯科医初診料」とは、
  - ・ 歯科治療の開始に当たり、患者への治療計画等の情報提供（インフォームドコンセント）を踏まえた継続的な歯科医学的管理を行うかかりつけ歯科医を評価するものであり、
  - ・ 算定に当たっては、患者の同意を得て、治療計画の策定を行い、患者に対しその説明した上で文書による情報提供を行うこととされている。

\* 「かかりつけ歯科医初診料」算定歯科医療機関数  
平成16年7月 63,001箇所

#### 現行制度の課題

- 「かかりつけ歯科医初診料」については、「かかりつけ歯科医初診料」を算定された患者のうち77%が情報提供文書を受領したと回答。
- 平成18年4月から歯科医師臨床研修が必須化されるが、現在、歯科医師臨床研修に対する評価は行われていない。

#### 検討の視点

- かかりつけ歯科医機能の適正化
- 歯科医師臨床研修への対応

#### (4) その他

##### ② 調剤報酬

上記のほか、医薬品の適正使用の観点から、情報提供や患者の服薬管理の適正な推進等保険薬局の役割を踏まえた評価を進める。

#### 現行制度の概要

- 医薬分業の進展に伴い、薬局調剤医療費は増加傾向
- 調剤報酬の内訳は、約7割が薬剤費で、約3割が技術料。技術料の割合は微減傾向

#### 現行制度の課題

- 調剤報酬については、医薬分業の進展を踏まえ、調剤基本料の区分、「剤」に基づき算定する調剤料や、かかりつけ薬剤師の機能等の保険薬局の機能について、体系的な検討を行うべきことが指摘されている。
- 平成16年度に、保険薬局の施設運営に係るコスト及び調剤のコストについて調査を実施したところ、以下の結果が得られた。

- ・ 現行の3つの基本料のうち、基本料2の処方せん1枚当たりの収益率は高く、経営効率が高い。

\*調剤基本料1：処方せん受付回数が4,000回/月以下で、集中率70%以下。  
調剤基本料2：処方せん受付回数が4,000回/月を超え、集中率70%を超える。  
調剤基本料3：上記どちらにも該当しない保険薬局

- ・ 集薬のみの処方せんの業務時間は全体的に短く、湯薬の業務時間が長い。また、新規患者での服薬指導等の調剤業務時間が長い。

- ・ 剤数に比例して調剤業務時間が増える傾向

#### 検討の視点

- **かかりつけ薬局機能の適正な推進**  
(情報提供や患者の服薬管理等)

#### (4) その他

##### ③ 薬価・医療材料価格制度等

薬価算定ルールの見直しについて検討を行う。

画期的新薬について適切な評価を推進するとともに、後発品の使用促進のための環境整備を図る。

医薬品等に係る保険適用及び負担の在り方について検討を行う。

医療材料価格について、引き続き、内外価格差の是正を進める。

医薬品、医療材料、検査等について、市場実勢価格を踏まえた適正な評価を進める。

#### 現行制度の概要

- 近年の薬剤費は、6兆円強でほぼ横ばいに推移。薬剤比率は、約2割まで低下した後ほぼ横ばいに推移。薬価差も確実に縮小してきている。
- 新医薬品の薬価については、既存の類似薬の薬価に新医薬品の薬価を合わせ、さらに、当該新医薬品の有用性、市場性等による補正加算を加味して算定を行っている（類似薬効比較方式）。
- 既記載医薬品の薬価については、2年に1度、市場実勢価格に消費税を加え、更に調整幅（改定前薬価の2%）を加えた額を新しい薬価として算定を行っている。

#### 現行制度の課題

- 後発医薬品については、その使用状況は若干上昇傾向にあるものの、世界的に見ると使用量は非常に少ない。
- 画期的新薬の評価については、薬価算定時の補正加算の加算率が低い、加算要件が厳しい等の指摘がある。

#### 検討の視点

- 後発医薬品の使用促進
- 後発医薬品のある先発医薬品薬価の適正化
- 画期的新薬の適切な評価
- 医薬品等に係る保険適用及び負担の在り方